

地方独立行政法人秋田県立病院機構契約事務取扱規程（抜粋）

（競争入札の参加者の資格）

- 第3条 理事長は、特別の理由がある場合を除くほか、競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。
- 2 法人が行う競争入札に参加できる者は、原則として秋田県の建設工事、測量・建設コンサルタント等及び委託役務並びに物品調達に関する入札参加資格登録を得ている者とする。
- 3 理事長は、秋田県により指名停止の措置がなされている者を、当該指名停止の期間、競争入札に参加させないことができる。
- 4 理事長は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者を、その事実があった後2年間競争入札に参加させないことができる。
- 一 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - 二 公正な競争の執行を妨げた者、又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者
 - 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - 四 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - 六 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他使用人として使用した者

（入札保証金の納付及び還付）

- 第6条 会計規程第42条第1項に規定する入札保証金の額は、入札に参加しようとする者の見積る契約金額の100分の5以上の金額とする。
- 2 入札保証金の納付は、次の各号に掲げる担保の提供をもって代えることができる。この場合において、提供される担保の価値は、当該各号に定めるところによる。
- 一 国債又は地方債 額面金額又は登録金額
 - 二 政府の保証のある債券又は銀行、農林中央金庫、商工組合中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券 額面金額又は登録金額（発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価格）の8割に相当する金額
 - 三 銀行又は理事長が確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関（銀行を除く。）をいう。以下この項において同じ。）が振り出し、又は支払保証をした小切手 小切手金額
 - 四 銀行又は理事長が確実と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形 手形金額
 - 五 銀行又は理事長が確実と認める金融機関に対する定期預金債権 当該債権の証書に記載された債権金額
 - 六 銀行又は理事長が確実と認める金融機関の保証 保証書に記載された保証金額

- 3 入札保証金は、落札者が納めたものについては契約を締結した後に、その他の者が納めたものについては入札終了後速やかに還付するものとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、落札者が納めた入札保証金は、その者の申出により契約保証金に充当することができる。

(入札保証金の免除)

第7条 理事長は、契約の締結に当たり競争入札の方法によろうとする場合において、入札に参加しようとする者が、次の各号のいずれかに該当するときは、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- 一 保険会社との間に法人を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該保険証券が提出されたとき。
 - 二 第3条又は第4条に規定する資格を有する者による一般競争入札に付する場合において、落札者（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第2条第2項に規定する特定事業（以下「特定事業」という。）を実施する場合にあっては、落札者が設立する株式会社（以下「特定事業実施会社」という。）が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
 - 三 指名競争入札に付する場合において、落札者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- 2 前項第二号又は第三号の規定による入札保証金の納付の免除は、概ね次の要件を満たす場合とする。
- 一 国、地方公共団体、独立行政法人又は地方独立行政法人が行った過去の入札において、落札後契約を確実に締結していること。
 - 二 国、地方公共団体、独立行政法人又は地方独立行政法人と交わした過去の契約において、契約を誠実に履行していること。
 - 三 社会的及び経済的信用、技術並びに能力を有していること。

(契約保証金の納付)

第28条 会計規程第43条第1項に規定する契約保証金の額は、契約金額の100分の10以上の金額とする。

- 2 第6条第2項の規定は、契約保証金の納付について準用する。
- 3 契約保証金の納付は、前項に定めるもののほか、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和20年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社の保証の提供をもって代えることができる。この場合において、提供される担保の価値は、保証書に記載された保証金額による。

(契約保証金の免除)

第29条 理事長は、一般競争入札、指名競争入札又は随意契約の方法により契約を締結しようとする場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- 一 契約の相手方が保険会社との間に法人を被保険者とする履行保証保険契約を締結し

たとき。

- 二 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第2号の規定に基づき財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- 三 一般競争入札及び指名競争入札に参加する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去2年の間に国、地方公共団体、独立行政法人又は地方独立行政法人と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- 四 法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されたとき。
- 五 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納される時。
- 六 指名競争入札に係る契約又は随意契約を締結する場合において、契約金額が100万円以内であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- 七 前各号に掲げるもののほか、その他理事長が契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認めたとき。

地方独立行政法人秋田県立病院機構会計規程（抜粋）

（入札保証金）

- 第42条 競争入札により契約を締結しようとするときは、入札に参加しようとする者に別に定める率又は額の入札保証金を納めさせるものとする。
- 2 前項の規定による入札保証金の納付は、国債、地方債の他、次の各号に掲げる担保の提供をもって代えることができる。
 - 一 銀行振出小切手
 - 二 銀行保証小切手
 - 三 郵便振替貯金払出証書
 - 四 郵便振替証書
 - 3 前項の場合において、国債及び地方債の担保の価値は、その額面金額によるものとする。
 - 4 前3項の規定にかかわらず、入札保証金は、別に定めるところにより免除することができる。

（契約保証金）

- 第43条 法人と契約を締結する者に別に定める率又は額の契約保証金を納めさせるものとする。
- 2 前条第2項、第3項及び第4項の規定は、前項の規定による契約保証金の納付について準用する。